

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外74名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第16 準備書面

2018（平成30）年1月5日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

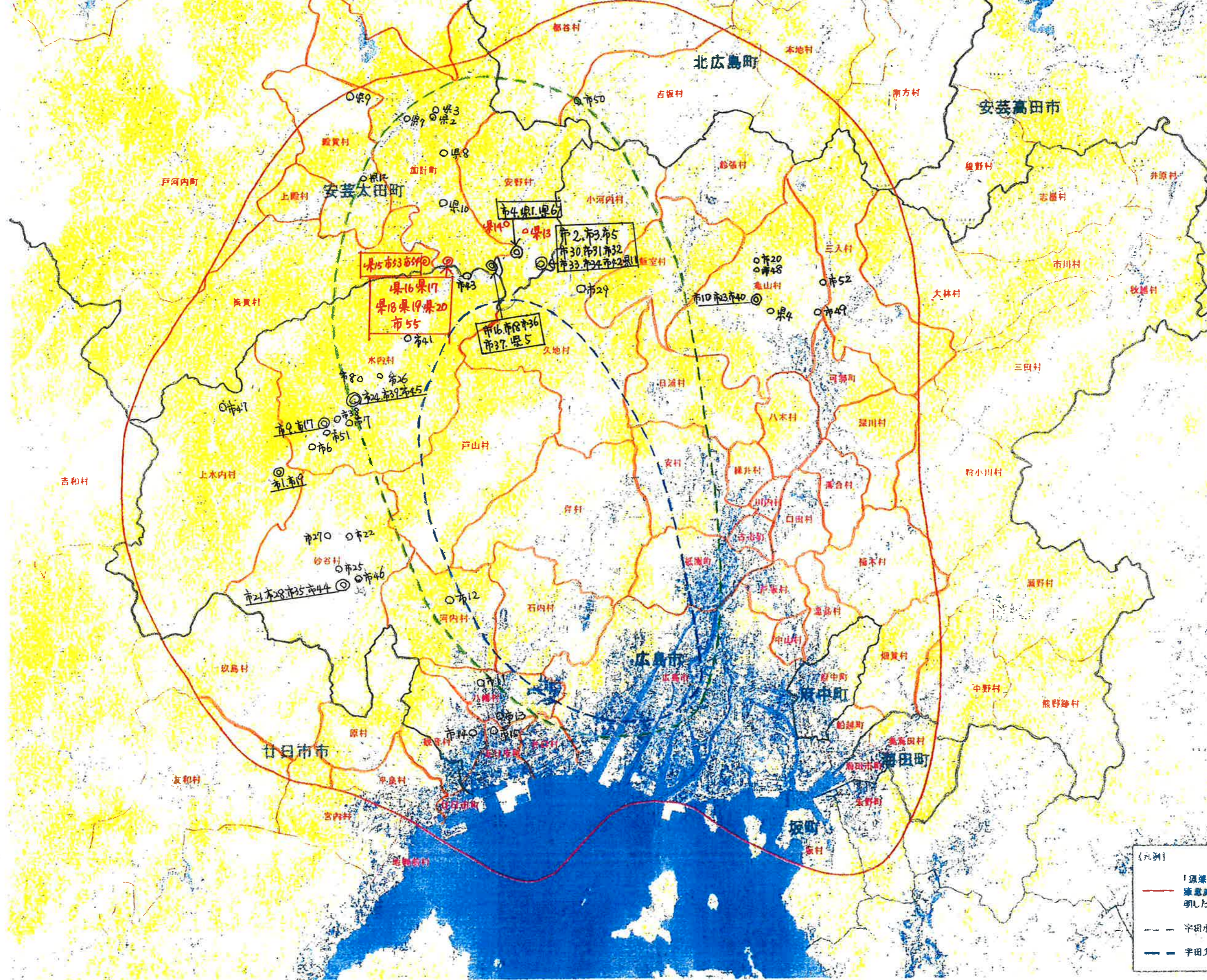
原告ら訴訟代理人弁護士	廣	島	敦	隆			
同	弁護士	足	立	修	一		
同	弁護士	池	上	忍			
同	弁護士	竹	森	雅	泰		
同	弁護士	端	野	真			
同	弁護士	橋	本	貴	司		
同	弁護士	松	岡	幸	輝		
同	弁護士	佐	々	井	真	吾	

平成27年（行ウ）第37号事件（以下「先行訴訟」という。）原告らは、第1準備書面において、当該原告らが原爆投下時に現在していた地点を、同書面別紙「原告が原爆投下時現在していた地点一覧地図」で具体的に主張しているところ、本書面は、平成29年（行ウ）第18号事件（以下「2次訴訟」という。）原告らを含む原告ら全員が、原爆投下時に現在していた地点を、別紙「原告が原爆投下時現在していた地点一覧地図」のとおり、具体的に主張するものである。

なお、記載の仕方は、第1準備書面と同様であり、○が原告が現在していた地点であり、○の横に記載した文字は原告番号に対応する。黒字が先行訴訟原告であり、赤字が2次訴訟原告である。例えば、「○市52」は、原告番号市52の原告が原爆投下時に○の場所に現在していたことを意味する。また、◎は原告が複数現在していた地点である。例えば、「◎市1，市19」は、原告番号市1及び同市19の原告が原爆投下時に◎の場所に現在していたことを意味する。

以上

「黒い雨」降雨地域図



原告が原爆投下時
いた地点一覽地図
現在して

◎は復讐の原告のいる場所